

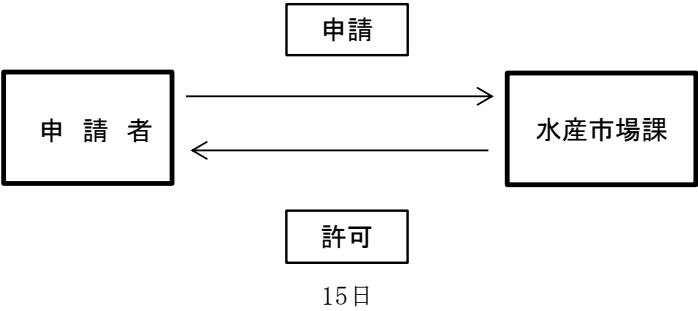
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 42

処 分 名	松山市公設水産地方卸売市場の関連事業者の許可	
処 分 の 概 要	松山市公設水産地方卸売市場内の店舗その他の施設において関連業務を行うことを許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第29条第1項	
所 管 課	水産市場課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間		計 15日
審 査 基 準		
未設定		
【根拠法令等】 松山市公設水産地方卸売市場業務条例 (関連事業者の許可) 第29条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実に図り、又は出荷者、売買参加者その他市場利用者に便益を供するため、市場内の店舗その他の施設において規則で定める業務を営むことを許可することができる。 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。 (許可の基準) 第30条 市長は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 第33条又は第73条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。 (5) 法人であって、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ 第33条又は第73条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者 エ 暴力団員等 (6) 暴力団員等であるとき。 (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 (8) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。